

議案第 38 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定により関係市町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項及び第3項の規定により関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

## 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 4 号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

### 附 則

この規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

新	旧
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>交付金</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>交付金</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>